

公益財団法人苫小牧市スポーツ協会加盟団体負担金取扱要綱

(目的)

第1条 公益財団法人苫小牧市スポーツ協会は、加盟団体規定に基づき加盟する団体より負担金の徴収を行なう。

(負担金の決定)

第2条 負担金は、前年度助成金の額に応じて第3条のとおりとする。

2 負担金の徴収は毎年5月末日までに行う。

(負担金基準)

第3条 負担金は次のとおりとする。

ランク	助成金の範囲	金額
A	5万円以上～	12,000円
B	4万円以上～5万円未満	10,000円
C	3万円以上～4万円未満	8,000円
D	2万円以上～3万円未満	6,000円
E	1万円以上～2万円未満	4,000円

(雑則)

第4条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は総務・財務委員会が定める。

附則 この要綱は、公益財団法人苫小牧市スポーツ協会の設立の登記の日から施行する。